

政務活動費活動報告（研修）

(1) 研修名：地方議員研究会 主催セミナー「政務活動費について」

(2) 参加者：会派「夢みらい」 八木嘉之

(3) 日時・場所：平成 25 年 11 月 6 日（水）13:30~16:30

平成 25 年 11 月 7 日（木）9:30~11:30

新大阪丸ビル別館 5 F

【1. 研修目的】

本市において、議会基本条例の制定に向け鋭意取り組んでいる中で、政務活動費の支給のあり方や使途基準の見直しなどを求める意見が議会の中で出されている。また、政務調査費から政務活動費へ変更されたことにより、使途の範囲が拡大されると同時に、より一層の使途の透明性の確保が求められるようになった。

したがって、今後本市における政務活動費のあり方についてさらに議論が必要であり、その際の調査研究材料として本セミナーの受講は、大変有益であると考え受講した。

【2. 結果報告】

(1) 内 容

➤政務活動費へ変更になったポイントは3つ

- ・「その他の活動」がプラスされた「議員の調査研究 その他の活動 に資するため」
- ・政務活動費に充てることができる経費の範囲を条例で定めることと規定
- ・議長に政務活動費の使途の透明性を確保するよう努力義務を課す規定

➤政務活動費による活動の性格

- ・政務活動費による活動は「公務」（本会議、委員会、協議会など）とはみなされないため、公務災害の対象にはならない。

➤政務活動と選挙活動などとの区別

- ・議員や会派の活動は単一の活動で割り切れるものでないため、複数の活動が併存するとみなされる。

➤政務活動とその他の議員活動が併存した場合の按分率の考え方

➤慶弔及び講演会・政党活動は政務活動費で拠出することは不可能

➤費用弁償対象活動への政務活動費に補填

➤各費目における解釈と裁判例（調査研究費、研修費、広報費、広聴費、要請・陳情活動費、会議費、資料作成費、資料購入費、人件費、事務所費）について

(2) 考 察

- 政務活動費に関して「オンブズマン」のチェックは厳しくなっている。
 - 地裁や高裁などで出された判決が是非の基準となるため、それに即した運用を図ることが大切である。
 - いかなる場合であっても、当該の地方公共団体が定める条例の範囲を逸脱して抛出することは出来ない。
 - 政務活動費の支出の妥当性は、①活動の目的と市政の関連性はあるか②活動の方法及び内容等に関する具体的説明が果たせるか③活動の妥当性はあるか④活動と支出経費との相当性はどうか⑤活動の結果が保存されているか、による。
 - 会計年度は「現金主義」が一般的に判例として認められている。ただし、仙台高裁は「発生主義」の方式とすべきとの判決を出されている。
- <本市の政務活動費における検討課題>
- 備品は、リースだけに限定しているが購入についても検討すべきである。
 - 会派に加えて議員への支給に拡大することも検討すべきである。
 - 先進地として、北九州市、京都市、熊本市などの事例を学ぶことが有益である。
 - 見直し検討に当たっては、多くの判例を捉えながら検討していく必要があるため税理士など専門的知識を有する人からの意見を聞くことが大切である。